

ただいま上程されました議案の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

栃木県議会は、昭和22年5月28日に地方自治法施行後初めての定例会が開かれて以来、今会議で400回の大きな節目を迎えられました。心からお祝いを申し上げますとともに、議会の活性化や県民に開かれた議会運営に積極的に取り組まれながら、県勢発展のために積み重ねてこられた御努力に対しまして、深く敬意を表する次第であります。

今後とも、県議会と連携・協力しながら、本県のめざす将来像「人が育ち、地域が活きる 未来に誇れる元気な“とちぎ”」の実現に向け、全力で取り組んで参る所存であります。

次に、議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算1件、条例4件、その他の議案1件の計6件であります。

まず、第1号議案の令和5年度一般会計補正予算は、地方交付税の確定等に伴い、歳入歳出予算の整理を行うとともに、県債管理基金の涵養を図ることとして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、73億9,800万円の減額となり、補正後の令和5年度の予算総額は、9,943億1,285万円となります。

第2号議案は、異常な自然現象等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において災害応急作業等に従事する職員に対し手当を支給するため、職員の特殊勤務手当に関する条例及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部

を改正するものであります。

第3号議案は、地方税法等の一部改正に伴い、栃木県県税条例の一部を改正するものであります。

第4号議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正するものであります。

第5号議案は、公立学校職員の定年の引上げに伴い、へき地手当の算定方法について、栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

第6号議案は、県の義務に属する損害賠償額の決定及び和解について、議決を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ、よろしく御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。